

社団法人 青森県栽培漁業振興協会

1 マネジメント評価

・評価結果の推移 【評価基準】「A」…良好 「B」…概ね良好 「C」…改善を要する 「D」…大いに改善を要する

項 目	公社等自己評価		所管課評価	
	前年度の 評価	当年度の 評価	前年度の 評価	当年度の 評価
(1)経営理念・基本目標・中長期経営計画、提言への対応	A	A	A	A
(2)事業内容等	A	A	A	A
(3)組織体制等	B	A	B	B
(4)事業遂行の効率性・有効性	A	A	A	A
マネジメント評価総合	A	A	A	A

・公社等によるコメント(原因分析、補足説明、理由説明、問題点)

組織体制等において、プロパー職員の管理職登用を行ったこと等により、当年度の評価が良くなっている。

2 財務評価

・評価結果の推移 【評価基準】「A」…良好 「B」…概ね良好 「C」…改善を要する 「D」…大いに改善を要する

項 目	公社等自己評価	
	前年度の 評価	当年度の 評価
(1)フローチャートによる評価	C	C
(2)財務分析比率による傾向	+	++

・公社等によるコメント(原因分析、補足説明、理由説明、問題点)

当協会の業務(ひらめ・あわび栽培事業)は、本県沿岸漁業の振興を図るうえで必要不可欠なものであり、極めて公共性の高いものである。また、栽培事業については青森県栽培漁業基本計画に基づき、本県の水産資源の増大を図るために行っている事業であり、これからも技術開発や経費節減等を図り良質・低廉な種苗生産等に努力しているが、独立採算制を重視するフローチャートの評価では、否応なしにCの評価を与えられることとなっている。
また、経費節減を図りながら長期借入金の返済に努力していることが、財務分析比率による傾向に表れているものと考えている。

3 今後対処すべき課題

公社等コメント	所管課コメント
青森県行政改革大綱改定一次素案において、公社等の改革が示されたので、経営の健全化に一層努力する。	安全安心な食料の確保及び水産業の振興を図るためには、栽培漁業の推進が重要な施策であり、さらに効率的・効果的な栽培漁業の推進を図るために、本県栽培漁業の要となっている当協会について、協会プロパー主体の体制整備、運営収支の見直し(事業経費節減、収益事業の検討等)、事業の見直し等について検証することとしている。

4 公社等経営評価委員会のコメント

本法人からのマネジメント評価に対して、当委員会は疑問を払拭できない。

その理由として、本法人の経営を圧迫している人件費の適正化のための給与体系の見直しに、本法人は否定的であるからである。

当委員会としては、昨年度の当委員会の報告書の中で、最長でも平成17年度末までに民営化移行時期に関する本法人並びに所管課に明確にするように求めていたところであり、これを遵守すべきである。

本法人は、収益性を改善するため、国・県の研究機関で技術開発された他魚種の生産試験に取り組んでいると報告しているが、新たな補助金・債務の加算を招くことの無いよう慎重に対処することを、当委員会は強く求めるものである。

本法人と所管課からの財務評価は概ね妥当である。

その理由として、長期借入金は每期返済しているものの、補助金の額は依然高水準であり、独立採算による運営方法がなかなか見いだせない状況にあるので、当委員会としても「C：改善を要する」という評価に同意するものである。

また、経営者の指揮の下に法人組織内部に属する職員等が担当業務以外を相互に監査し合い、これをもって法人内部の不正や不規則を自ら発見し、また、未然に防ぐという役割を担う「内部監査」の制度確立と実施・強化に早急に対応していくことを当委員会は求めるものである。

法人の概要

6月1日 現在

法人の名称	社団法人青森県栽培漁業振興協会	代表者職氏名	理事長 西崎義三	所 管 課	農林水産部水産振興課
設立年月日	昭和62年4月1日	事務所の所在地 (電話番号)	〒039-1201 三戸郡階上町大字道仏字榊平17番地 1 0178-87-3360		

組織構成

理事・役員数	常勤 1 名 (県派遣) 名 (県OB) 名	非常勤 18 名	合計 19 名
監事・監査役数	常勤 名 (県派遣) 名 (県OB) 名	非常勤 3 名	合計 3 名
職 員 数	常勤 6 名 (県派遣) 1 名 (県OB) 名	非常勤 2 名	合計 8 名

ほか、県水産総合研究センター増養殖研究所職員 駐在1名

基本財産・資本金等

	基本財産・資本金	うち県の出資等額	県の出資等比率
	804,428 千円	273,000 千円	33.9 %
基 金	千円	千円	%
合 計	804,428 千円	273,000 千円	33.9 %

主な出資者等の構成(出資等比率順位順)

氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)
1 青森県	273,000	33.9
2 沿岸市町村(29)	270,000	33.6
3 漁業協同組合等(58)	261,428	32.5
4		
5		

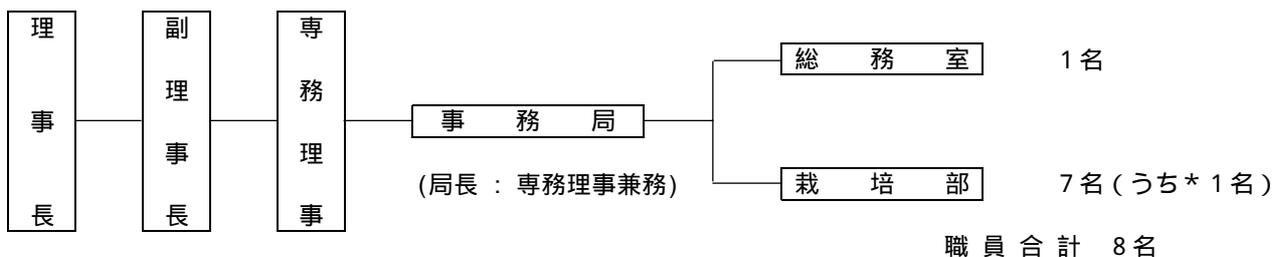
会 員 数(社団法人対象)

区 分	正会員	賛助会員	その他の会員	合計
法 人	88			88
個 人				0

寄付金に関する減免措置

特定公益法人の有無	<input checked="" type="radio"/> (S63年1月より)	無
指定寄付金の有無	<input checked="" type="radio"/> (S63年1月29日～H7年3月31日)	無

組 織 図 (簡略に記入するか別紙で添付してください。)



* 印は県派遣職員

設 立 目 的

沿岸漁業の中で主要な魚種であるひらめについて、県、市町村、漁業団体、漁業協同組合及び漁業者が一体となって栽培漁業化を進めるために、社団法人青森県栽培漁業振興協会を設立し、ひらめ種苗の大量生産、放流と資源管理型漁業を推進することにより、水産資源の維持増大を図ることを目的としている。

なお、平成13年11月1日より、解散した(財)青森県栽培漁業公社のあわび栽培事業を引き継ぎ、あわび種苗生産及び配布事業を行っている。

設 立 の 背 景

漁業を取り巻く内外の厳しい諸情勢のもとにあつて、本県漁業の21世紀に向けた飛躍的な発展を図るために、本県沿岸・沖合海域を最大限に利用した「つくり育てる漁業」を積極的に推進することが最も重要な課題であった。

このような中で、栽培漁業は、海の種づくりであり、水産業振興の新しい取り組みである。このため国では、各県毎に栽培漁業を推進する団体として一法人を指定しており、本県では当協会が該当している。また種苗放流のみではその効果は発現されず、安定的な種苗生産、効果的な放流その後の資源管理、漁獲方法等の統合的な取り組みが必要とのことから、当協会は全国初の試みとして、県・市町村・水産業界が1/3ずつ出資するとともに、漁獲量の3%を漁業者が抛出し運営費に充てるという協体制で発足したものである。他道県が県営又は県費丸抱えで種苗生産・放流している中、本県の試みは栽培の全国モデルとして、国で紹介されている他、平成11年の全国豊かな海づくり大会では天皇陛下の前で全国表彰を受けているものである。当協会での魚種はアワビとヒラメであるが、水産業界に対しては、栽培漁業のリーダーとして役割を果たしているものであり、水産業振興の為の県の業務を補完しているものである。

事 業 内 容

1. 水産動植物の種苗（種卵を含む）の生産、育成、放流及び配布
2. 水産動植物の種苗量産技術の改善
3. 水産動植物の放流による効果調査
4. 栽培漁業に関する普及啓発
5. その他目的を達成するために必要な事業

マネジメント

1 経営理念、中・長期経営計画

(1) 経営者の経営理念・基本目標等

1) 経営理念

栽培漁業は、海の種づくりであり、水産業振興の新しい取り組みである。このため国では、各県毎に栽培漁業を推進する団体として一法人を指定しており、本県では当協会が該当している。また種苗放流のみではその効果は発現されず、安定的な種苗生産、効果的な放流その後の資源管理、漁獲方法等の総合的な取り組みが必要とのことから、当協会は全国初の試みとして、県・市町村・水産業界が1/3づつ出資するとともに、漁獲量の3%を漁業者が拠出し運営費に充てるという協力体制で発足したものである。他道県が県営又は県費丸抱えで種苗生産・放流している中、本県の試みは栽培の全国モデルとして、国で紹介されている他、平成11年の全国豊かな海づくり大会では天皇陛下の前で全国表彰を受けているものである。当協会での魚種はアワビとヒラメであるが、水産業界に対しては、栽培漁業のリーダーとして役割を果たしているものであり、水産業振興の為の県の業務を補完しているものである。

このように、当協会の業務は極めて重要であると認識しているものの、安定した事業を展開していくためには、関係業界・職員の協力を得て、経費の徹底した節減、魚病対策、技術改善による事業の効率化等に努め、より一層健全な経営を目指していく。

2) 基本目標

良質な種苗の低コスト生産を目標に事業費・管理費の見直し、節減。

栽培漁業の積極的PR。

外部研修、内部検討会等による職員の意識改革。

(2) 前年度における経営者の経営目標の達成度の自己評価

16年3月31日付にて、県派遣職員(事務局長、栽培部長)を県に復帰させ、総務室長、栽培部長をプロパー職員から管理職登用。減員職員の代替要員として臨時職員2名採用。16年度以降の事業体制作りにも努めた。又、委託作業員あわび、ひらめ各1名16年度より減員させ繁忙日には、他係からの応援により作業を行う体制とした。

16年3月末の民営化移行について技術面、財務面での課題が残されていることから、移行時期を延期し引き続き検証を行うことになり、民営化後の規程集作成は当分の間必要なくなったが、県職員の県への復帰に伴い、定款、規程集の見直しを行い更に臨時職員採用に伴い「臨時職員管理要綱」を新規作成した。

業務の効率化を高めるため互換性を促進させるべき目標をたて努力したが、土日の支援体制は確立されたと思料するが、平常日の体制はまだ十分とはいえない。今年度に期待したい。

全国公益法人会開催「公益法人会計取引の会計処理研修」「公益法人区分経理の会計実務」を受講させた他「公社等役付職員中間管理職研修」にも積極的に参画した。

また栽培技術研修についても「栽培漁業技術中央研修会」「あわび増殖技術研修会全国会議」更に、北海道栽培漁業振興公社羽幌事業所に職員を派遣し技術の向上に努めた。

欧盟大学、八戸吹上小学校、上北地方小学校教育研究会等計56団体述べ2,345名の見学者があり栽培漁業の啓発を図った。

また、地元で開催された階上町産業祭に初めて参加、当協会の事業目的等地域住民への理解を深めた。

ア. ひらめ種苗の放流については、夏場の低温と日照不足により種苗生産では厳しいものがあつたが、目標200万尾(50~80mm)に対し230万尾と達成することができた。

イ. あわび種苗生産(15年度産)は、従前より大型貝(殻長30mmサイズ)の希望が多く需要に合わせ生産を行っており、平均サイズ殻長27mm

以上となる見込みである。また、大型貝のため個数は100万個となる見通しである。

種苗配布目標(平均殻長27mm)は100万個であったが、配布数は108万個(平均殻長26.2mm)となり、配布目標は達成できた。

(3) 当年度における経営者の経営目標

各県の栽培漁業センター、大学、国・県の水産研究機関と連携・情報交換を密にし、魚病対策・餌料対策等を講じ、健全な種苗育成を目指す。さらなる経費節減のため、専務理事のチェック強化と、職員検討会を開いての具体策実行。

職員資質向上の為外部研修への積極的な参加。

栽培漁業の積極的PR。

生産目標

・ヒラメ: 全長 50~80mmサイズ 200万尾以上

・アワビ: 種苗生産 100万個以上

稚貝販売 97万個以上

(4) 中・長期経営計画の状況

計画の策定状況	(16年度 ~ 22年度)	前年度までに策定済
		当年度策定

2 事業内容等

(1) 当年度予定している主な事業

事業名	事業区分	公益・収益 区分	直営・委託 区分	金額(千円)	全体事業費 に占める割合(%)	事業内容
ひらめ種苗生産放流事業	補助事業	公益事業	直営	83,201	45.2%	・全長50～80mmのひらめ種苗を200万尾以上生産し、放流する。 ・種苗放流体験学習、栽培漁業推進地区協議会の開催及びひらめ放流効果調査を行う。
小型種苗中間育成実証試験事業	受託事業	収益事業	一部委託	3,300	1.8%	・深浦町北金ヶ沢沖の多機能静穏域において、離底式網生簀を用い、海面での小型ひらめ種苗中間育成の可能性について検討する。 ・健苗育成(無眼側黒化防除)技術開発試験 ・L型ワムシ粗放連続培養試験
			直営	2,550	1.4%	
			委託	750	0.4%	
あわび種苗生産事業	補助事業	公益事業	直営	97,425	53.0%	・本県沿岸域におけるあわび栽培漁業の振興及び漁業資源の増大を図るため、20～35mmサイズの健全な稚貝100万個を生産し、県内の漁業協同組合、市町村等へ有料配布する。
公益事業支出	180,626 千円		直営事業支出	183,176 千円		
収益事業支出	3,300 千円		委託事業支出	750 千円		
当期支出(+)	183,926 千円		当期支出(+)	183,926 千円		
/	98.2 %		/	99.6 %		

(2) 当年度予定している主な事業に係る目標(指標)内容

事業名				目標値
ひらめ種苗生産放流事業				50～80mmサイズのひらめ種苗200万尾以上を生産・放流する。
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	放流尾数 249万尾	放流尾数 256万尾	放流尾数 231万尾	

事業名				目標値
小型種苗中間育成実証試験事業				生残率80%以上。
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	生残率 85～88%	生残率 21～70%	生残率 75～85%	

事業名				目標値
あわび種苗生産事業				20～35mmサイズの健全なあわび稚貝100万個を生産し、有料配布する。
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	配布数 1,256千個 平均殻長24.3mm	配布数 1,192千個 平均殻長25.9mm	配布数 1,088千個 平均殻長26.2mm	

事業名				目標値
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等

事業名				目標値
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等

事業名				目標値
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等

(3) 主な受託事業の再委託状況

(単位:千円)

受託事業名 (再委託先)	再委託の内容・理由	前々年度再委託金額		前年度再委託金額	
		前々年度再委託金額	前々年度受託事業費	前年度再委託金額	前年度受託事業費
小型種苗中間育成実証試験事業 (大戸瀬漁業協同組合)	深浦町北金ヶ沢地先における海中中間育成に係る給餌等の日常的飼育管理業務で、近くに当該漁協以外この業務を委託できる機関が無い。	1,000	/	900	/
		4,675	21.4%	4,060	22.2%
合 計		1,000		900	
		4,675	21.4%	4,060	22.2%

(4) 直営事業の比率

(単位:千円)

項 目	前々々年度	前々年度	前年度
直営事業支出額	265,596	210,148	202,465
委託事業支出額	1,600	1,000	900
当期支出額(+)	267,196	211,148	203,365
/	99.4%	99.5%	99.6%

直営事業とは、公社等が自ら実施している事業です。

(5) 公益事業と収益事業の比率

(単位:千円)

項 目	前々々年度	前々年度	前年度
公益事業支出額	265,596	206,473	199,290
収益事業支出額		4,675	4,075
当期支出額(+)	265,596	211,148	203,365
/	100.0%	97.8%	98.0%

(6) 実施事業の広報活動等

広報した事業等	実施時期	実施媒体	広報内容(概要)
ひらめ種苗放流式開催	H15年7月	小泊村・小泊漁協	栽培漁業をPRすることを目的に、ひらめ種苗放流した。
階上町文化祭出展	H15年11月1～2日	階上町役場	文化祭に参画し、地域住民に対して栽培漁業の普及啓発を図った。
栽培漁業施設見学	H15年4月～16年3月	階上町・青森県栽培漁業センター	ひらめ・あわびの栽培漁業に対する普及啓発のため、児童生徒を中心とする一般見学者に、種苗生産現場を見学させている。(平成15年度は延べ2,345名)

(7) 類似事業を行う業種又は事業者名

業種又は事業者名	類似している事業内容
あわび種苗生産事業	北通り種苗センター(大間町) 30mmサイズ 50万個生産/年 東通村あわびセンター(東通村) 30mmサイズ 50万個生産/年 風間浦村あわび増殖センター(風間浦村) 30mmサイズ 40万個生産/年

その事業者が、県が出資等を行っている法人であるか否かに関わらず、記入してください。

3 組織体制等

(1) 役職員数(6.1現在)

(単位:人)

項目	前々年度	前年度	当年度	
常勤役員	県派遣職員			
	県職員OB		1	
	民間からの役員	1	1	
	プロバ-職員			
	小計	1	1	1
常勤職員	県派遣職員	3	3	1
	県職員OB			
	プロバ-職員	5	5	5
小計	8	8	6	
非常勤役員	県・市町村関係	9	9	9
	民間からの役員	13	12	12
	小計	22	21	21
非常勤職員	県職員OB			
	その他の職員			
小計	0	0	0	
臨時職員	0	0	2	
計(-)	31	30	30	

(2) 職員の年代別構成(6.1現在)

(単位:人)

	50代以上	40代	30代	20代	10代	合計
プロバ-職員	1	4				5
県派遣職員		1				1
県職員OB						0
非常勤職員						0
臨時職員				1	1	2
計	1	5	0	1	1	8

(3) 職員の勤続年数別構成(6.1現在)

(単位:人)

	30年以上	20年以上	10年以上	5年以上	5年未満	合計
プロバ-職員		3	2			5
県派遣職員					1	1
県職員OB						0
非常勤職員						0
臨時職員					2	2
計	0	3	2	0	3	8

(4) 役職員の見直し内容

前々年度	前年度	当年度
理事長、常勤理事(専務理事)を民間人から登用した。	民間団体(漁協等)の再編に伴い1名減。	専務理事を水産業界に明るく、栽培漁業に詳しい県職員OBから登用した。

(5) 常勤職員の給与体系

(いずれかに をして下さい。)	給与体系の見直し予定
1 法人独自の給与体系	1 有 (年 月 予定)
② 県の給与体系を準用	② 無
3 その他 ()	3 その他 ()

給与体系の見直し予定がある場合、どの様に見直しする予定か記入してください。

--

(6) 経営情報等の情報公開の状況(複数回答可 いずれかに をして下さい。)

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人		定められている	定められていない
公開状況	公開内容	公開方法	
1 自ら積極的に公開している ② 情報開示請求等があれば公開している 3 その他()	① 貸借対照表 ② 損益計算書、収支計算書等(概要のみ可) ③ 事業内容、計画等 4 その他()	① 事務所等に備え付け 2 広報誌、新聞等、インターネット、公告 3 議会において説明等 4 その他()	

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人に定められた法人は条例の主旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努める責務があります。また、公益法人は「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)」に基づき業務及び財務に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般閲覧に供することとなっています。

(7) 内部監査(当該業務担当者以外の者による相互監査)の実施状況

	支出事務	契約事務	財産管理事務
1. 内部監査規程の名称	なし	なし	なし
2. 実施頻度	毎月1回	年1回	毎月1回
3. 内部監査で指摘された事項	特になし	特になし	特になし

(8) 職員研修の実施状況

研修の名称	実施機関名	受講人数	最終実施年度
公益法人会計の特殊な会計処理定例講座受講	(社)全国公益法人協会	1	
公社等役付職員・中間管理職員研修	青森県公社等連絡協議会	3	
栽培漁業技術中央研修会	(社)全国豊かな海づくり推進協会	1	
アワビ増殖技術研究会	水産庁栽培養殖課	1	

(9) 人事交流の実施状況

人事交流の実績	実施年度
へ 名派遣	
へ 名派遣	
へ 名派遣	
から 名受入	
から 名受入	
から 名受入	

4 マネジメント評価 (5段階評価 5:非常に良い 4:良い 3:普通 2:悪い 1:非常に悪い)

当法人は、「大規模民法・特別法法人」に該当 する ・ しない

(1) 経営理念、基本目標、中・長期経営計画、提言への対応

評 価 項 目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 経営者の経営理念・基本目標を単に訓示する等にとどまらず、日常の経営活動の中で周知徹底しています。	5	5
(全法人) 事業対象について調査、分析し、その結果を資料としてまとめ、それを経営活動に活かすシステムがあります。	3	3
(全法人) 中長期経営計画と県の政策との整合性について、県の所管部局と十分に協議しています。	5	5
(大規模民法・特別法法人) 中長期経営計画の策定に際して、収支の相関関係をシミュレーションして設定しています。		
(全法人) 中長期経営計画に基づき、年度別、事業別に経営数値目標を作成しています。	5	5
(全法人) 外部経営環境(社会経済動向・同業他法人の経営活動)の変化に応じて中長期経営計画を見直し、修正するシステムがあります。	3	3
(全法人) 中長期経営計画の見直しを踏まえて、年度ごとの経営数値目標と実績を比較、分析して、その結果に応じて次年度の経営数値目標や計画を見直すシステムがあります。	4	4
(全法人) 公社等経営評価委員会等の第三者評価機関からの提言等について対応策を策定し、実施しています。	4	4
	総合評価	A

公社等コメント	所管課コメント
<p>(「公社が自立的な経営を実践するため、経営の裁量権の幅について現在より拡大する必要があるか。」について、コメントしてください。 必要がある場合、「経営の裁量権の幅の拡大について、県の所管課に要求するなど、具体的に行動しているか。」について、コメントしてください。)</p> <p>自立的な経営を実践するため、県の所管課と協議しながら推進している ので、特に必要がない。</p>	<p>当協会の会員は、県、29沿岸市町村、58漁業団体の計88会員となっている。また、役員は22名で、その内訳は、県1、市町村8、漁業団体12、員外1となっており、理事長は漁業団体から選出されている。これらのことから、現状では、協会が自立的経営を実践するための裁量権を有しており、拡大の必要はないものとする。</p>

(2)事業内容等

評価項目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 個別の事業の目標は、経営数値で具体化しています。	5	5
(全法人) 当該事業を遂行する上で必要な目標経営数値を設定するに際して、組織構成員が責任をもって参画しています。	5	5
(全法人) 個別の事業の目標経営数値と実績値を比較し、差異の原因分析をしています。	3	3
(全法人) 前項の原因分析に基づき対応策を策定し、それを実施しています。	3	3
(全法人) 個別の事業内容は、外部経営環境の変化に応じて見直ししています。	3	3
(全法人) 民間や他の団体が担える事業を実施していない。	5	4
(全法人) 実施事業の広報活動について、積極的に取り組んでいます。	5	5
(大規模民法・特別法人) 受託事業を再委託する際、主要部分は直営で実施するなどその内容は適切です。		
	総合評価	A

公社等コメント	所管課コメント
<p>青森県水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(青森県栽培漁業基本計画)に基づき、ひらめ・あわびの種苗生産及び放流等の目標を定め、着実に実施してきており、今後とも各県の栽培漁業センター、大学、国、県の水産研究機関と連携・情報交換を密にし、魚病対策・餌料対策等を講じ、健全な種苗育成を目指す。</p> <p>また、毎年県内4地区で漁協の役職員及び市町村担当職員を対象に栽培漁業推進地区協議会を開催し、協会の事業内容の周知を図るとともに、当協会に対する要望・意見等を聴取し、事業運営に反映させている。</p> <p>さらに、種苗放流体験学習等の実施、見学者、研修者等(56団体延べ2,345名)に対し、栽培漁業の重要性について積極的にPR推進している。</p>	<p>(「当法人が行っている事業は、今後も全て継続すべきだと考えているか。」については、必ずコメントしてください。)</p> <p>良質な水産物の安定供給や沿岸漁業振興を図るためには、栽培漁業への取り組みが重要となっており、協会がこれまでに着実に取り組んできたヒラメとアワビの栽培事業については、漁獲量の増や栽培漁業の普及啓発において相応の成果が得られてきている。</p> <p>ヒラメ栽培事業については、協会設立当初から沿岸漁場整備開発法に基づく県内唯一の指定法人として取り組み、日本一の漁獲量を誇るに至り、沿岸漁業者からは今後も漁獲を維持していくために、継続した取り組みが求められている。</p> <p>また、アワビ栽培事業については、平成13年11月に(財)栽培漁業公社から引継ぎ、県内需要に応えるべく大型稚貝の安定供給に努め、漁獲が上向いてきており、沿岸漁協等からは引き続き大型種苗の安定供給が求められている。</p> <p>これらのことから、当協会が実施している事業は今後とも必要であり、継続すべきと考えるが、協会の運営上の課題もあり、協会民営化の検討において、事業のあり方についても検討しているところである。</p>

(3)組織体制等

評価項目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 事業の必要性、公共性等の事業の意義及び設立目的と第三セクター活用の妥当性について、評価システム(外部、設立団体、内部等)をもっています。	5	4
(全法人) 理事会は形骸化せずに、経営上の重要な事項(経営組織の変更、一定金額以上の借入金、投資、職員の給与等)について意思決定をするなど、有効に機能しています。	5	5
(全法人) 監事監査による具体的な指摘事項がなされたり、必要十分な時間により監査が実施されるなど、監事監査が実効性をもって実施されています。	3	3
(全法人) 目標経営数値を達成するため、業務遂行上の権限・責任が組織構成員に対して明確です。	5	5
(全法人) 県派遣職員及び県職員OBを必要最少限度にして、人事組織面において自主経営を確立しています。	5	4
(全法人) 内部統制のあり方を定期的に見直しています。	4	4
(大規模民法・特別法法人) 組織が硬直化しないように、組織(課・係の再編成やフラット化、事務分掌の変更等)の見直しを行っています。		
(全法人) 同一職務への長期間の職員配置の見直しを行っています。	3	3
(全法人) プロパー職員の役員・管理職登用を行っています。	5	5
(全法人) 役員報酬は経営状況に鑑みて適切なものとなっています。	4	4
(全法人) 職員給与は職員の業績と経営状況に鑑みて適切なものとなっています。	4	3
(全法人) 適正な人事評価制度を導入しています。	4	3
(全法人) 職員に対する自己啓発の支援、及び研修等の教育システムを持っています。	4	4
(全法人) 職員の経営への積極的な提案を具体的に取り上げています。	4	4
(全法人) 経営情報等の情報公開を、県民に対し、積極的に行っています。	3	3
	総合評価	A
		B

公社等コメント	所管課コメント
プロパー職員から管理職(総務室長、栽培部長)に登用したところである。	今年度、県派遣職員の削減により、プロパー職員が管理職に登用され、プロパー職員主体とする体制整備が図られたところである。 しかしながら、当協会においては、専門的な業務に最小限の職員数で取り組んできている中で、管理職登用に伴う職員補充がないことから、事業への影響が懸念され、職員のさらなる努力が求められている。 また、業務の専門性及び職員数から、現状では、職員配置の見直しや人事交流は困難となっている。

(4) 事業遂行の効率性・有効性

評価項目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 事業遂行の効率性向上のため、事務処理の問題点の把握や原因分析を積極的に行っています。	4	4
(全法人) 把握された事務処理の問題点に対する改善を行っています。	4	4
(大規模民法・特別法人) 事業毎の収支管理を行っています。		
(全法人) 管理費削減のために支出項目の分析を行っています。	5	5
(全法人) 管理費削減のために具体的な改善を行っています。	5	4
(全法人) 業務委託や一定金額以上の物品購入コストの低減のために、入札方式や契約方法を工夫しています。	4	4
(大規模民法・特別法人) 効率的かつ有効な業務遂行のために外部委託を行っています。		
(大規模民法・特別法人) 外部委託業者の選定基準・プロセスが公開され、明確です。		
(全法人) 取引相手先が固定化していない。	3	3
(全法人) 金融機関等に対する金利交渉等を行っています。	4	4
(全法人) 資金運用、投資先を定期的に見直しています。	5	5
(全法人) 保有資産の含み損はない。	4	5
(全法人) 回収困難な債権が増加していない。	5	5
(全法人) 実践した施策遂行の結果を評価しています。	4	4
(全法人) 前項の評価を開示しています。	3	3
	総合評価	A

公社等コメント	所管課コメント
<p>事業費、管理費等について、詳細にわたる経費節減に努め、また、他県の栽培漁業センターと情報交換を密にとり、生産コストの低減化に取り組んでいる。</p>	<p>種苗生産のための施設稼働において、光熱水費や設備更新等削減困難な経費が大きく、また、魚価安や低金利による収入への影響も大きい中で、収入の確保及びコスト削減に努力していることは評価できる。今後、協会民営化の検討において、さらなる効率性が求められるが、効率性を求めるあまり協会の本来の業務である生物生産への影響が懸念されることから、その均衡を図っていく必要がある。</p>

財務

1 財務の状況

二つ以上の会計部門を持っている法人は総括表により記載する。

(1) 収支計算の概要

(単位：千円未満四捨五入)

収入の部		前々々年度	前々年度	前年度
ア	基本財産運用収入	14,198	7,935	8,410
イ	入会金収入			
ウ	会費収入			
エ	事業収入	67,162	68,020	62,892
オ	補助金等収入	81,823	78,254	75,954
カ	負担金収入	57,110	51,296	59,415
キ	受託収入	5,300	4,664	4,060
ク	寄付金収入			
ケ	運用財産受取利息	24	11	13
コ	雑収入	5,190	357	264
サ	基本財産収入			
シ	固定資産売却収入	84		
ス	敷金・保証金戻り収入			
セ	借入金収入			
ソ	特定預金取崩収入		1,001	
タ	他会計受入収入			
チ	当期収入合計	230,891	211,538	211,008
ツ	前期繰越収支差額	41,448	5,144	5,534
テ	収入合計	272,339	216,682	216,542
支出の部				
ト	事業費	122,789	110,582	105,380
ナ	管理費	89,050	86,985	85,819
	ニ (うち人件費)	76,765	78,590	78,154
ヌ	固定資産取得支出	4,968	273	419
ネ	敷金・保証金支出	200		
ノ	借入金返済支出	48,000	12,000	10,000
ハ	特定預金支出	2,188	1,308	1,748
ヒ	他会計繰入支出			
フ	当期支出合計	267,195	211,148	203,366
ヘ	当期収支差額 チ - フ	36,304	390	7,642
ホ	次期繰越収支差額	5,144	5,534	13,176

注1 正味財産増減計算書より

増加の部

マ	退職給与引当金取崩額		1,001	
ミ	その他の引当金取崩額			

減少の部

ム	固定資産除売却額	68		
メ	固定資産減価償却額	3,047	3,907	3,188
モ	退職給与引当金繰入額	2,188	1,308	1,748
ラ	その他の引当金繰入額			

注1 減価償却方法

(例:定額法による税法基準の償却率)

定率法により直接償却している。

償却過不足額	前々々年度	前々年度	前年度
償却不足額の当該年度分は ヌ に加味する。	0	0	0

注2 退職給与引当金の引当方法

退職給与引当金の算出方法、決算書上の負債としての計上の状況、特定資金の留保の状況について記載してください。

中退共(勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部)の退職金共済制度に加入しており、期末要支給額が当該共済制度の給付額を上回る分を退職給与引当金として計上している。

- ・算出方法：給料月額に協会職員の退職手当に関する規程による割合を乗じて得た額
- ・負債としての計上：当期末要支給額を計上
- ・留保の状況：定期預金で管理

(引当していない場合や引当不足がある場合は、支給対象社員の自己都合退職の期末要支給額を計算し、期末帳簿残高との差額を **モ** に入れる。)

注3 その他の引当金の種類と引当方法

引当金の名称	引当方法
引当金の名称	引当方法
引当金の名称	引当方法

引当不足がある場合は、あるべき期末残高と期末帳簿残高との差額を **ラ** に加味する。

(2) 財政状態の概要

(単位:千円未満四捨五入)

項 目		前々々年度	前々年度	前年度
a	流動資産	37,271	17,733	21,524
b	固定資産	854,785	851,457	850,435
c	(うち基本財産 / 基本金)	804,428	804,428	804,428
d	(うちその他の固定資産)	50,357	47,029	46,007
e	資産合計	892,056	869,190	871,959
f	流動負債	32,127	12,199	8,348
g	(うち借入金)	25,000	0	0
h	固定負債	211,888	200,194	191,941
i	(うち借入金)	197,000	185,000	175,000
j	負債合計	244,015	212,393	200,289
k	正味財産	648,041	656,797	671,670
l	(うち当期増減額)	13,749	8,756	14,873

(3) 内部留保金額

(単位:千円未満四捨五入)

項 目	前々々年度	前々年度	前年度
総資産額	892,056	869,190	871,959
(1) 財団法人における基本財産	804,428	804,428	804,428
(2) 公益事業を実施するために有している基金			
(3) 法人の運営に不可欠な固定資産	35,469	31,835	29,065
(4) 将来の特定の支払に充てる引当資産等	14,888	15,194	16,941
(5) 負債相当額	229,128	197,199	183,348
m 内部留保金額	191,857	179,466	161,823

「内部留保」とは、総資産額から、次の事項等を控除したものとする。

財団法人における基本財産

公益事業を実施するために有している基金(事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。)

法人の運営に不可欠な固定資産: 法人事務所、事業所、土地、設備機器等 (固定資産については、真に必要な水準に限られるべきものであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。)

将来の特定の支払に充てる引当預金等: 退職給与引当金、減価償却引当預金等 (引当預金についても、法人の運営上将来必要な特定の支払に充てる事が明瞭であり、かつその支払等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。従って、退職給与引当金の債務の額を超えて引き当てられた退職給与引当預金等は、これに該当しない。)

負債相当額(将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当預金を有しているものは除く。)

(4) 補助金等の受入状況

(単位:千円未満四捨五入)

区 分	交 付 者	前々々年度	対全体収入比 (%)	前々年度	対全体収入比 (%)	前年度	対全体収入比 (%)
	国・地方公共団体						
補助金収入 1	国						
	県	81,823	35.4	78,254	37.0	75,954	36.0
	その他						
	小計	81,823	35.4	78,254	37.0	75,954	36.0
	2 うち、自主事業に係る補助金収入					75,954	36.0
無利子借入金による 利息軽減額の長期 プライムレートによる 試算額 3	国						
	県						
	その他						
	小計					0	
土地・施設等使用料 に係る減免額 4	国						
	県						
	その他						
	小計					0	
受託料収入 5	国						
	県	5,300	2.3	4,664	2.2	4,060	1.9
	その他						
	小計	5,300	2.3	4,664	2.2	4,060	1.9
債務保証・損失補償 6	国						
	県						
	その他						
	小計					0	
そ の 他 7	国						
	県						
	その他						
	小計	0		0		0	
合 計		87,123	37.7	82,918	39.2	80,014	37.9

1～7の具体的内容

1 補助金収入

(1)平成15年度青森県海区拠点整備型事業費補助金

本県沿岸における主要魚種であるひらめ栽培漁業を積極的に推進し、沿岸漁業の安定的発展を図るため、次の事業を実施する。

種苗生産放流事業：全長50～80mmのひらめ種苗200万尾以上生産し、放流を行う。

資源保護対策事業：種苗放流体験学習(ひらめ放流式等)、栽培漁業推進地区協議会の開催及びひらめ放流効果調査の実施等

(2)平成15年度あわび種苗生産事業費補助金

本県沿岸域におけるあわび栽培漁業の振興及び漁業資源の増大を図るため、次の事業を実施する。

種苗生産事業：殻長20～35mmサイズの健全な稚貝100万個を生産する。

種苗配布事業：あわび稚貝を県内の漁業協同組合、市町村等へ有料配布する。

5 受託料収入

平成15年度栽培漁業効率化推進技術開発事業：深浦町大戸瀬漁協沖多機能静穏域において、ひらめ海中中間育成試験を実施する。

2 財務分析

(1) 損益計算書

収支計算書等を以下のように組み替えて、フロー式(公益法人会計基準第5の2の但し書き)の正味財産増減計算書を作り、損益の状況を発生原因別に明らかにする。

(単位:千円未満四捨五入)

フロー式正味財産増減計算書(損益計算書)		前々年度	前々年度	前年度
増加原因の部		計算式		
基本財産運用収入	ア	14,198	7,935	8,410
入会金収入	イ	0	0	0
会費収入	ウ	0	0	0
事業収入	エ	67,162	68,020	62,892
補助金等収入	オ	81,823	78,254	75,954
負担金収入	カ	57,110	51,296	59,415
受託収入	キ	5,300	4,664	4,060
寄付金収入	ク	0	0	0
運用財産受取利息	ケ	24	11	13
雑収入	コ	5,190	357	264
基本財産収入	サ	0	0	0
固定資産売却益(損)	シ - ム	16	0	0
退職給与引当金取崩額	マ	0	1,001	0
その他の引当金取崩額	ミ	0	0	0
小計	リ	230,823	211,538	211,008
減少原因の部		計算式		
事業費	ト	122,789	110,582	105,380
管理費	ナ	89,050	86,985	85,819
固定資産減価償却費	メ	3,047	3,907	3,188
退職給与引当金繰入額	モ	2,188	1,308	1,748
その他の引当金繰入額	ラ	0	0	0
小計	ル	217,074	202,782	196,135
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	13,749	8,756	14,873

(2) 独立採算過不足額計算書

損益計算の結果を受けて、法人運営費用に対する独立採算の過不足額を計算する。

(単位:千円未満四捨五入)

独立採算過不足額計算書		前々年度	前々年度	前年度
計算式				
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	13,749	8,756	14,873
補助金等収入	1	81,823	78,254	
自主事業に係る補助金収入	2			75,954
利息軽減額の試算額	3			0
使用料減免額	4			0
独立採算過不足額()	レ - 1 又は レ - 2 - 3 - 4	68,074	69,498	61,081

(3)財務分析比率表

(単位:%・小数点1桁)

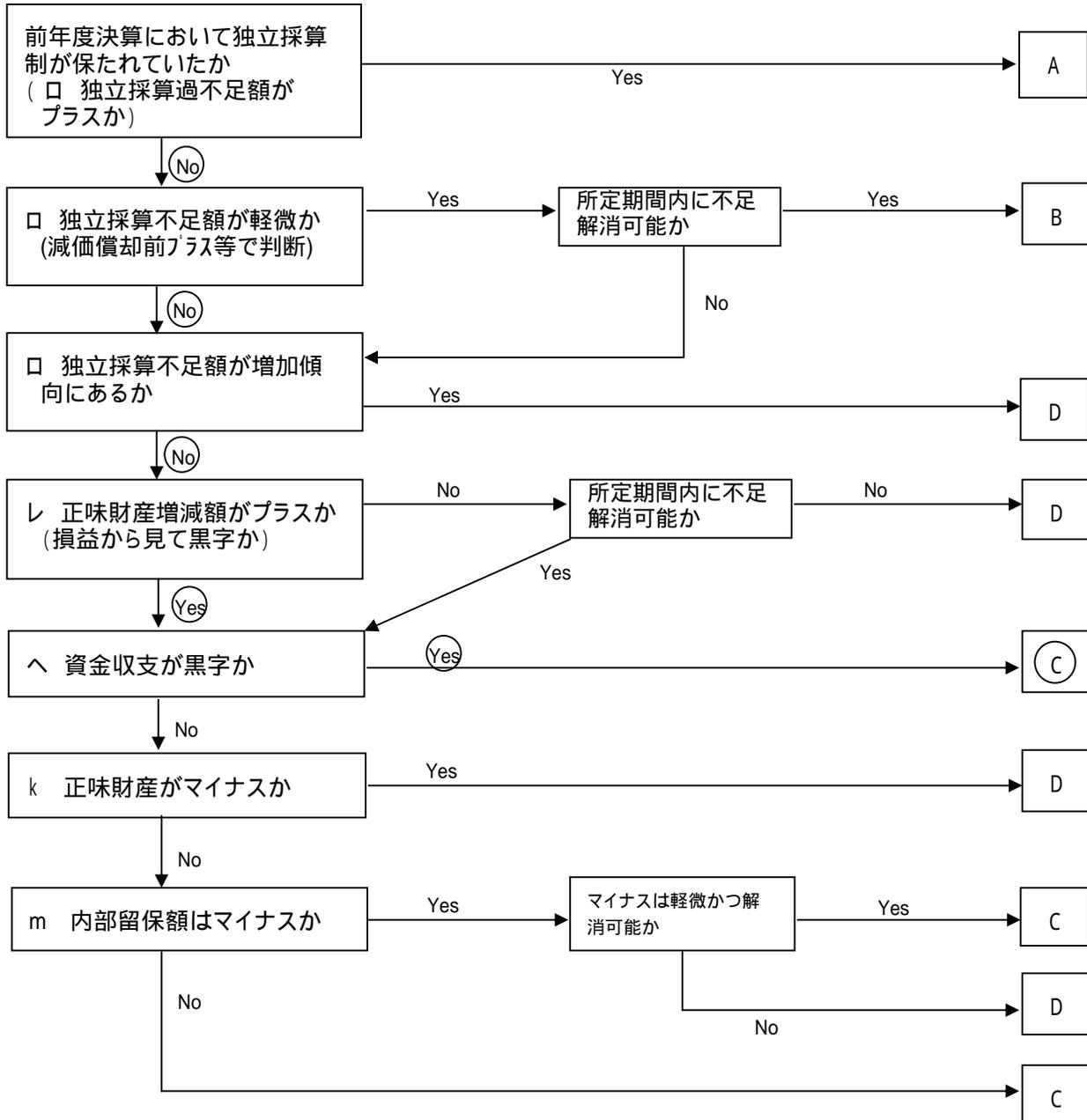
比率の名称	算式	前々々年度	前々年度	前年度	傾向 (前年度/前々年度)
健全性					
内部留保率	m 内部留保金額 / ㊦ 収入合計	83.1	84.8	76.7	
管理費比率	ナ 管理費 / フ 支出合計	33.3	41.2	42.2	
人件費比率	ニ 管理費(うち人件費) / ナ 管理費	86.2	90.3	91.1	
借入金依存度	借入金等残高 / e 資産合計	22.1	21.3	20.1	
採算性					
独立採算過不足割合	ロ 独立採算過不足額 / (ト 事業費 + ナ 管理費)	32.1	35.2	31.9	
総収入対収支差額比率	ハ 収支差額 / ㊦ 収入合計	15.7	0.2	3.6	
1人当たり年間収入	㊦ 収入合計 / 総職員 (単位:千円)	25,655	23,504	23,445	
				上昇数	4
				横ばい数	3
				下降数	0
				評価	++

3 財務評価

(1) 評価のフローチャート(下記の該当するYes、No及びA～Dを丸で囲むこと)

< 独立採算過不足額計算書他からみて >

独立採算過不足額: 当期正味財産増減額から自主事業に係る補助金、無利子借入金による利息軽減額の長期プライムレートによる試算額、土地・施設等に係る減免額を差し引いた実質的な損益(p19)で、本県独自の指標。



A: 良好
 B: 概ね良好
 C: 改善を要する
 D: 大いに改善を要する

(2)財務評価に関するコメント

公社等の業種や性格、公共性、また設備投資の多寡、経営の責めに帰すべき理由など、特記事項がある場合には、その内容(県の施策等と実施事業の関連性、類似事業を行う法人等の状況等の考慮)を具体的に記入する。

公社等コメント	所管課コメント
<p>当協会の業務(ひらめ・あわびの栽培事業)は、本県沿岸漁業の振興を図るうえで必要不可欠なもので、青森県栽培漁業基本計画に基づき水産資源の維持、増大を図るための事業で公共性が極めて高く、国、県が支援しているものである。</p> <p>協会の事業は、ひらめについては県、市町村、漁協団体が拠出した基金の運用益、漁業者からの負担金、国及び県の補助金で運営、あわびについては、販売代金と県の補助金で運営している。しかし低金利時代の長期化による基金利息の減収、魚価の低迷による負担金の減少、更に補助金の減少等収入が減少する中で良質、低廉な種苗生産をする為、技術開発や中間育成施設の効率的運用、各種経費節減に努力、また収入増加を図るため基金の効率的運用(銀行定期から国債に切替)、更に漁業者負担金の引上等を行い補助金依存度を低下させる等、経営努力をしているところである。</p> <p>しかし、平成16年8月県から発表された、青森県行政改革大綱改定一次素案では、当協会について「業務運営体制を見直すとともに、経営の自立・独立化について、早期の実現を図ります。」との改革素案が示されたが、現時点では、全国において類似事業を行う民間企業が存在しないことでも明らかな様に、独立採算による運営方法は早期には見出せない状況にある。</p>	<p>当協会は、県の魚「ひらめ」の栽培漁業に全県あげて取り組むため、県、沿岸全市町村及び沿岸全漁協等を会員とする第三セクター方式で設立され、かつ本県の栽培漁業を推進するために法律に基づいて指定された県内唯一の法人であり、実施事業については公益性が高く、また、事業の成果が漁業関係者から高く評価されている。</p> <p>ヒラメ栽培事業については、当初、基金の運用益と漁業者負担金により独立採算での運営見込みであったが、漁獲量は計画どおりの増となったものの、当時全く予想されなかった超低金利と魚価の低迷の影響を受け、現状では、国の補助事業(県高上げ)の実施により運営を維持しているところである。これは全国的な傾向であり、国の施策として推進してきた栽培漁業を後退させないために、国も相応の支援をしているところである。</p> <p>また、アワビ栽培事業については、昭和56年度から(財)青森県栽培漁業公社で実施してきた事業を平成13年11月から引き継いでおり、事業経費の節減を図りながら、大型種苗の安定供給により稚貝販売収入の確保に努めているものの、アワビ栽培漁業の抱える課題(磯焼けなどによる漁場環境の劣化、密漁等)が大きく、稚貝販売単価を見直し難い状況にあり、県補助金で補わざるを得ない現状となっている。</p> <p>これらのことから、平成14年2月に公表された「公社等改革推進計画」において平成16年度から当協会を民間移行することとされていたが、昨年度末に、さらに3年間を目途に諸課題の検証を行い、再度民間移行時期を判断することとされ、現在、運営収支や事業の見直し等について当協会と詳細な検討を行っているところである。</p> <p>なお、当協会では今年度からプロパー職員が幹部職員となり、臨時職員の補充による新たな体制での取り組みとなっていることから、種苗生産事業に支障を来さないよう、これまで以上に連携及び指導を図っていく必要がある。</p>